

民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律

(平成一六年一二月三日法律第一五二号)

一、提案理由(平成一六年六月一日・衆議院法務委員会)

野沢国務大臣 民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

民事関係手続については、近年の社会経済情勢の変化等に伴い、特に、社会における情報通信技術の発展への対応を強化するとともに、権利実現の一層の円滑化を図る必要があると指摘されております。また、公示催告手続についても、明治二十三年に制定された民事訴訟法の一部である現行の公示催告手続二関スル法律の規律を改めて、手続をより迅速なものにする必要があると指摘されております。

そこで、この法律案は、民事関係手続を国民がより利用しやすいものとするとの観点から、その一層の迅速化及び効率化等を図るため、民事訴訟法等の見直しを行うものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、民事訴訟手続等における申し立て等のオンライン化を図ることとあります。民事訴訟法等の法令上書面によることとされている申し立て等であって最高裁判所規則で定めるものについて、電子情報処理組織を利用して行うことができるようにすることとしております。

第二は、少額訴訟債権執行制度を創設することとあります。少額訴訟に係る債務名義については、地方裁判所のほか、国民に身近な簡易裁判所でも債権執行を行うことができることとしております。

第三は、最低売却価額制度を見直すこととあります。最低売却価額を売却基準価額として、これを二割下回る価額の範囲内での買い受けの申し出を認めることにより、不動産の競売手続の円滑化を図ることとしております。

第四は、扶養義務等に基づく金銭債務について間接強制を認めることとあります。養育費等の扶養義務等に基づく金銭債務についての強制執行は、現在認められている直接強制のほか、間接強制の方法によることもできるようにすることとしております。

第五は、公示催告手続の迅速化を図ることとあります。公示催告手続について、有価証券の無効の宣言をするための公示催告期間の下限を六カ月から二カ月に短縮し、手続全体を決定手続とすることとしております。

なお、この法律の制定に伴い、最高裁判所規則の改正等所要の手続が必要となりますので、その期間を考慮いたしまして、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成一六年一一月四日)

塩崎恭久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年の社会経済情勢の変化等に伴い、民事関係手続を国民がより利用しやすいものとするとの観点から、その手続の一層の迅速化及び効率化等を図るため、民事訴訟法等の見直しを行おうとするものであります。

本案は、第百五十九回国会に提出され、本年四月五日本委員会に付託され、六月一日野沢前法務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、継続審査に付されていたものであります。

今国会では、去る十一月二日提案理由の説明を省略し、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年十一月二日）

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事訴訟に関する手続における申立て等が、最高裁判所規則の定めるところにより、電子情報処理組織（オンライン）を用いてすることができるようになったことを踏まえ、その周知に努めると共に、申立て等によって得られた電子情報の管理については十分な注意を払うこと。
- 二 少額訴訟債権執行制度は、簡易迅速な手続である少額訴訟の利便性をより向上させるため、簡易裁判所において、少額訴訟に係る債務名義による債権執行手続ができるように特別に認められたものであることに鑑み、権利実現がより円滑に行われるよう、その制度趣旨について周知徹底を図ること。
- 三 売却基準価額制度の導入については、最低売却価額制度の見直しが行われた趣旨が尊重され、執行妨害を助長することなく、売却がより短期間で円滑に行われるよう、十分な配慮をすること。
- 四 扶養義務等に係る金銭債権についての強制執行を、間接強制の方法により行う場合に、必要とされる債務者の支払能力等の要件を明確に理解できるよう、その趣旨について周知徹底を図ること。

三、参議院法務委員長報告（平成一六年十一月二六日）

渡辺孝男君 ただいま議題となりました民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、民事関係手続の一層の迅速化及び効率化等を図るため、民事訴訟手続等における申立て等を電子情報処理組織を用いて行うことを可能にするとともに、簡易裁判所における少額訴訟債権執行制度の創設、不動産競売における最低売却価額制度の見

直し、扶養義務等に基づく金銭債務についての間接強制制度の創設、公示催告手続の迅速化等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、オンライン化の対象及びセキュリティー確保の必要性、公示催告手続期間短縮の効果、最低売却価額制度見直しの理由、養育費等の支払についての間接強制制度の創設の理由と実効性確保のための方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年十一月二五日）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事訴訟手続等における申立て等のオンライン化については、その周知に努めるとともに、申立て等によって得られた電子情報の滅失、改ざん等がないよう万全のセキュリティー体制を構築すること。
- 二 簡易裁判所における少額訴訟債権執行制度は、簡易迅速な手続である少額訴訟の利便性をより向上させるためのものであることにかんがみ、権利の実現が一層円滑に行われるよう、その趣旨及び内容等について周知徹底を図ること。
- 三 売却基準価額制度の導入については、最低売却価額制度の見直しが行われた趣旨が尊重され、執行妨害が行われないよう注意しつつ、売却が迅速かつ適正に行われるよう、十分な配慮をすること。
- 四 扶養義務等に係る金銭債権についての強制執行を間接強制の方法により行う場合に、債務者の支払能力等の申立て要件を明確に理解できるよう、その趣旨及び内容等について周知徹底を図ること。
- 五 養育費については、十分な履行がなされていない現状にかんがみ、子の福祉の観点からも、履行の実効性が上がるよう、本法施行後の状況を注視しつつ、法整備も含めて引き続き検討すること。
- 六 公示催告手続について公示催告期間の短縮等が行われた趣旨を踏まえ、手形等の喪失者等の権利保護がより円滑に行われるよう、その内容等について周知徹底を図ること。

右決議する。